**２０１９年度「心の輪を広げる障害者理解促進事業」実施概要**

　障害のある人とない人が、学校や社会生活、社会活動等のなかで、相互に心のふれあいの体験を通じて学んだことや感じたことを内容とする「心の輪を広げる体験作文」及び、

障害のある人に対する理解の促進等に質する内容の「障害者週間のポスター」を募集する。

**１　主催**

　内閣府並びに都道府県及び指定都市の共催

**２　心の輪を広げる体験作文**

（１）募集テーマ

　　「出会い、ふれあい、心の輪―障害のある人とない人との心のふれあい体験を広げよ

う―」

（２）応募資格

　　小学生以上（特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の児童生徒を含む。）で、東京

　都内に居住している方。ただし、児童生徒については、東京都外に居住している場合で

　も、学校所在地が東京都内である場合は可。

（３）募集の方法

　ア　作文の題は自由とし、内容は障害のある人とない人との心のふれあいの体験を綴っ

　　たものとする。なお、応募作品は未発表の作品１編に限る。

　イ　募集は、小学生区分、中学生区分、高校生区分、一般区分の４区分とする。

　ウ　原則として４００字詰原稿用紙（Ｂ４判縦書き）を用い、小学生区分及び中学生区

分は２～４枚程度、高校生区分及び一般区分は４～６枚程度とする。

　エ　題名、住所、氏名（ふりがな）、年齢（生年月日）、性別、職業又は学校名（学年）、

　　電話・ＦＡＸ番号、障害の有無・程度、その他参考となる事項を記入した規定の応募

用紙を作品に添付する。また、学校単位で応募する場合は、事務担当者の氏名、電話、

ＦＡＸ番号を記載したものを同封すること。

**３　障害者週間のポスター**

　（１）募集テーマ

「障害の有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の

実現」

　（２）応募資格

　　　小学生及び中学生（特別支援学校の小学部及び中学部の児童生徒を含む。）で、東京

都内に居住している方。ただし、東京都外に居住している場合でも、学校所在地が東

京都内である場合は可。

（３）用途

　　　最優秀賞に選定した作品１点を内閣府が作成する「障害者週間の広報用ポスター」

　　の原画として使用する。

　（４）募集の方法

　　ア　内容は、障害のある人に対する理解促進に質するものとし、障害のある人とない

　　　人の相互理解・交流等を表現したものとする。

　　イ　募集は、小学生区分及び中学生区分の２区分とする。応募作品は、未発表の作品

１点に限る。

　　ウ　小学生区分及び中学生区分いずれにおいても、造形的表現で訴えるものとし、標

　　　語、その他の文字は入れないものとする。

　　エ　規格は、画用紙のＢ３判（横３６４ｍｍ×縦５１５ｍｍ）又はいわゆる四つ切（横

３８２ｍｍ×縦５４２ｍｍ）を使用し、これに満たない作品は、Ｂ３判又は四つ切

の大きさの台紙に貼付する。彩色及び画材は自由とする。なお、内閣府が広報用の

ポスターを作成する際のレイアウトの都合上、作品は縦位置（縦長）のみとする。

　　オ　題名、住所、氏名（ふりがな）、年齢（生年月日）、性別、学校名（学年）、電話・

ＦＡＸ番号、障害の有無・程度、その他参考となる事項を記入した規定の応募用紙

を作品に添付する。また、学校単位で応募する場合は、事務担当者の氏名、電話・

ＦＡＸ番号を記載したものを同封すること。なお、ポスターは絶対に折らないこと。

**４　作品の選定方法等**

　ア　応募作品は、東京都において審査の上、区分ごとに１点ずつ選定し、内閣府へ推薦

する。

　イ　各都道府県又は指定都市から推薦された作品は、内閣総理大臣又は内閣府特命担当

大臣で障害者施策を担当する者（内閣府特命担当大臣で障害者施策を担当するものが

置かれていないときは、内閣官房長官。以下、「担当大臣」という。）が、心の輪を広

げる体験作文については、４区分ごとにそれぞれ最優秀賞１編、優秀賞３編及び佳作

５編以内を選定する。また、障害者週間ポスターについては、２区分ごとにそれぞれ

最優秀賞１点、優秀賞１点及び佳作５点以内を選定する。

　ウ　入賞作品の選定は、１０月末を目途に行い、入賞者に対しては東京都から通知する。

**５　表彰**

　最優秀賞受賞者及び優秀賞受賞者に対しては、それぞれ内閣総理大臣又は相当大臣からの賞状及び表彰楯を、佳作受賞者に対しては表彰楯を贈るものとする。

**６　入賞作品について**

　ア　入賞作品については、作品集を作成するほか、内閣府ホームページ等に掲載し、全

国的な啓発広報に活用する。また、最優秀賞に選定した障害者週間のポスターの中か

ら内閣府が作成する広報用のポスターの原画として使用する。

　イ　障害者週間期間中に東京都内において、都道府県及び指定都市から推薦されたポス

ターの全作品等の展示を行う。

　ウ　内閣府へ推薦された作品の著作権は、全て内閣府に帰属するものとする。なお、入

賞作品以外の作品の著作権は、東京都に帰属するものとする。

　エ　使用、編集に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがある。

**７　その他**

　ア　応募作品は、障害者週間行事等の終了後、応募者本人に対し適正に返却をする。

　イ　個人情報については、連絡のみに使用する。ただし、各部門の都道府県・指定都市

　　からの推薦作品の応募者の氏名、学校名、学年又は年齢、障害のある場合はその情報、

事実等については、広報や作品集等に使用・掲載する。

**８　応募期間**

　令和元年７月１日（月曜日）から令和元年９月４日（水曜日）まで（消印有効）

**９　応募方法**

　下記応募先に、郵送又は持込にて応募すること。持込の場合は、土曜日・日曜日・祝日

を除く午前９時から午後５時まで受け付ける。

**１０　応募先**

　東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課管理担当

　〒１６３－８００１　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

　ＴＥＬ　０３－５３２０－４１４３